

2026年7月23日・27日 制度改定に関わるオンライン説明会 柔整ユーザー向け Q&A

2026年7月31日作成

※オンライン説明会開催時のQ&Aに情報の補足、追記、修正をしております。説明会開催時点での情報を基に回答しております。
情報の更新などがあった場合は回答との相違が発生する可能性もございます。何卒ご理解をお願いいたします。

No.	分野	質問	回答
1	初検・再検・施術期間	7/11初診の場合は8/10日までを1か月の期間として考えてよい か。	はい。7月11日で施術が終了している場合は、8月11日以降に再 検料を算定できます。
2	初検・再検・施術期間	7月1日～10日まで通院し中止となった場合、次はいつから初検 料・再検料を算定できるか。	初検料は10月11日以降、再検料は8月10日以降に算定できま す。
3	初検・再検・施術期間	以前は全部位が転帰後は1か月を経過しなくても初検料を算定で きたが、今後は全部位が転帰しても、1か月経っていないと再 検料も算定できないということか。	はい、今回の制度改定後はその取り扱いになります。施術終了 後は、1か月経過しないと再検料を算定できません。BOOSTER 内のお知らせページに資料を掲載しておりますので、あわせて ご確認ください。
4	初検・再検・施術期間	再検料は、初検日から1か月経たなくても2回目・3回目で算定で きるか。	初検日から継続して施術している場合は算定できます。施術終 了後に再度来院された場合は、1か月経過していないと算定でき ません。
5	初検・再検・施術期間	当院は1月遅れで転帰を記載して請求していたが、7月からは7月 分を8月10日締めで届く運用にしなければならないということ か。	全面的に禁止されるわけではありませんが、特段の理由なく意 図的に翌月以降へ回す運用は難しくなった、という解釈です。 正当な理由の具体例が現時点では示されていないため断定は難 しいものの、ご質問の対応であれば問題ないと考えます。この 点については弊社でも引き続き確認してまいります。
6	初検・再検・施術期間	施術終了の定義は、「治癒」「中止」に転帰した場合という認 識でよいのか。	転帰を入力せずにレセプト用紙を印刷するケースもあるため、 患者様が来院されなくなった場合は、最後に来院された日を施 術終了日としてお考えください。

7	初検・再検・施術期間	骨折の場合、一部位目に記載しなくてもよいか。	BOOSTERでは、不要な逡減が発生しないよう、印刷時に骨折等が1部位目として記載される形で自動対応しています。ただし、初検時は1部位目になりますが、その後の記載順の変更はできませんのでご注意ください。
8	初検・再検・施術期間	1か月ぶりに来院した場合は、初検料・再検料のどちらも取れないという認識で合っているか。	再検料は算定できます。
9	負傷部位・算定関係	2部位の際、負傷原因を記載しないデメリットはあるか。	特に大きなデメリットはないと考えています。ただし、所属されている会によっては記載を求められる場合があります。基本的に負傷原因の記載が必要となるのは、3部位目の逡減がある場合です。BOOSTERには、何部位目から印字するかを任意で変更できる機能がありますので、必要に応じてご利用ください。
10	負傷部位・算定関係	長期理由の記載が必要な患者が多くなる事が予想されるが、その場合も理由をきちんと記載していれば問題ないか。	正当な理由を適切に記載していれば、問題ないと考えられます。
11	8ヶ月9部位・償還払い関係	2部位で3か月後に治癒する運用を繰り返すことは可能か。	令和9年1月から見た直近1年間で考えると12か月で8部位となりますが、ご質問通りの運用を繰り返すと令和9年2月から見た場合に12ヶ月10部位となるため、償還払い移行の対象に該当することになります。直近1年の考え方に関してはBOOSTER内お知らせページに資料を掲載しておりますので、是非ご確認よろしくをお願いします。また画一的な請求パターンを繰り返すことで保険者による確認の対象となる可能性がありますのでご注意ください。
12	8ヶ月9部位・償還払い関係	8か月は連続月で通った場合か、それとも1年で8か月か。	1月～8月のように連続していなくても、直近1年の中で8か月の施術歴があれば対象となります。詳しくはBOOSTER内のお知らせページに掲載している資料をご確認ください。

13	8ヶ月9部位・償還払い関係	8か月以上・9部位以上の件に関して。 国保から協会けんぽに変わった場合も、1年間さかのぼって確認が行われるということか。	現時点では明確な回答は難しい状況です。ただし、患者様の施術歴が対象となるため、そのように考えておくのが妥当だと思います。
14	8ヶ月9部位・償還払い関係	8か月以上が確定した患者で、9部位を確定させないためには、1部位か長期施術部位にすればよいか。	部位数を減らす、または長期で継続するなど、いずれの方法であっても、8か月以上かつ9部位以上に該当しなければ対象外となります。
15	8ヶ月9部位・償還払い関係	9部位を超えた場合は償還払いに該当するか。	9部位以上で、かつ8か月以上の来院があった場合に該当します。詳しくはBOOSTER内のお知らせページに掲載している資料をご確認ください。
16	8ヶ月9部位・償還払い関係	BOOSTERでの償還払いの入力方法でよいか。	保険証情報画面の左下にある保険者番号入力欄の右側に、償還払いのチェックボックスがあります。そこにチェックを入れると償還払いとして扱われます。請求に使用できる状態で、償還払い用の用紙を印刷することができます。
17	8ヶ月9部位・償還払い関係	1年を通して来院している患者はどう対応すればよいか。	患者様に制度をご理解いただくことが重要です。先生の治療方針、患者様の治療状況にもよりますので、当社から具体的な対応方法をご回答することは非常に難しいのですが、実際の負傷状況に応じ、患者様に理解を得たうえで償還払いとして治療の継続をする。または自費診療等も検討し受領委任を継続することなどが考えられるかと思います。あくまでも実際の状況に応じ制度に沿った適切な対応をご検討をして頂ければ幸いです。
18	8ヶ月9部位・償還払い関係	償還払いとは、患者がいったん10割を払う制度ということか。	簡単に説明すると、患者様が窓口で10割を支払い、後日、保険者から患者様へ払い戻される制度です。

19	8ヶ月9部位・償還払い関係	8か月以上・9部位以上に該当した場合、その都度注意喚起が来るという見解でよいか。	制度の文言から判断する限り、その理解でよいと考えます。ただし、「保険者の判断による」とされているため、すべての保険者が一律に対応するとは限りません。運用の厳格さは保険者ごとに異なる可能性があり、該当の都度必ず注意喚起通知が届くかは現時点では分かりかねます。
20	8ヶ月9部位・償還払い関係	厚労省の改正案に、ほとんどの請求が2部位以上の施術所は重点審査の対象になるということがあったと思う。その点について詳しく知りたい。	2部位の請求が多いだけで、直ちに重点審査の対象になるわけではありません。 なお、料金改定案の7ページには、2部位を含む複数部位の施術、特に請求のほとんどが2部位以上である施術所について、調査方法等を検討した上で実態を把握する旨の記載があります。 https://www.n-s-c.co.jp/wp/wpcontent/uploads/2026/05/2a007506a678c8d48c7791f506e8d324.pdf
21	8ヶ月9部位・償還払い関係	7/15～9/14の通院期間は3か月ということか。	8か月以上・9部位以上の判定に関するご質問であれば、3か月となります。 初検料の加算に関するご質問であれば、2か月となります。
22	8ヶ月9部位・償還払い関係	直近1年は初検・継続に関係なくさかのぼるということか。	はい。初検・継続に関係なく、来院月からさかのぼって確認します。
23	8ヶ月9部位・償還払い関係	6-4のグラフは合計部位数をどう見るか。	「令和9年〇月の合計部位数」を計算する際は、「部位数」の行に例として追加された負傷部位数を記載しています。それらを合計したものが、右端に記載されている「令和9年〇月の合計部位数」です。

24	8ヶ月9部位・償還払い関係	8か月9部位に該当した患者へ注意書類はすべて送付されるということか。	疑義解釈から判断すると、そのような取り扱いになる可能性があります。ただし、「保険者の判断による」とされているため、運用の厳格さは保険者ごとに異なる可能性があります。
25	8ヶ月9部位・償還払い関係	令和7年12月から継続していて、令和8年1月に新規部位を追加した場合は2部位ということか。	はい。継続している部位と新規に追加した部位の両方が対象となります。
26	明細書・領収書関係	明細書加算10円はBOOSTERで設定されているか。	基本的には、明細書発行ボタンを押すと、明細書発行時に算定するかどうかのメッセージが表示される設定です。来院登録時に自動算定する設定へ変更することも可能です。データ処理 → 院データ登録 → 院データの修正 → 所属各種番号の画面にある「明細書発行加算を使用する」のチェックをご確認ください。
27	明細書・領収書関係	以前の領収証はA5だったので、明細書もA5対応を追加してもらいたい。	ご要望ありがとうございます。申し訳ございませんが、現時点では明細書のA5対応は予定しておりません。弊社では都度発行の運用を整えるため、サーマルプリンタの導入を推奨しております。サーマルプリンタに関する詳しい仕様、機能記載した資料をBOOSTER内お知らせページに掲載しております。是非この機会にご確認して頂けますと幸いです。
28	明細書・領収書関係	毎回領収書を出している患者に、さらに月まとめの明細書も発行を希望された場合は出してよいか。	領収書を二重にお渡しすることはできません。月まとめで発行する場合は、これまで発行した領収書を回収する必要があります。明細書であれば、毎回お渡ししていても、希望に応じて月まとめで提出して問題ありません。ただし、明細書発行加算は二重に算定できないため、すでに加算済みの日については算定されません。

29	明細書・領収書関係	受付入力から発行する明細書について。保険外欄の金額はどこに入力すればよいか。	受付入力画面の窓口徴収欄に、実際にいただいた金額を入力してください。負担額との差額が保険外として入力されます。操作がうまくいかないなどの場合は、お手数をおかけいたしますが弊社担当または下記までお電話にてお問い合わせください。 TEL 03-3736-1151 平日10時～17時
30	明細書・領収書関係	明細書を発行しているのに患者が「発行なし」と返送した場合、例えばPCのデータを確認に来るなどの調査が入ることはあるか。	現在の制度では、患者様の照会において明細書兼領収書を保険者へ提出していないことを理由に不支給とすることは認められておりません。現時点で、患者様からの回答内容のみを理由として、保険者が施術所のPCを確認するといった取扱いが行われるとの情報は把握しておりません。ただし、回答内容によっては保険者から施術内容等について確認が行われる可能性があります。
31	明細書・領収書関係	明細書だけの発行だとPC上で領収証の発行状況の欄が未のままになるが、明細書と領収書の両方の発行が必要になるということか。	領収書は、患者様が医療費控除等で必要とする書類です。明細書は、今回の制度改定で原則発行が求められている書類です。 「領収書兼明細書」という様式がありますので、そちらを使用すれば1枚にまとめられます。この様式を印刷すると、BOOSTER上では「済」に変わります。設定は、受付入力 → 印刷設定 → (明細書) 印字用紙設定で「領収書兼明細書」を選択してください。
32	明細書・領収書関係	不要申し出があれば明細書の交付は不要ということだが、その場合の署名様式は決まっているか。	ご質問のケースでは、決まった様式はありません。
33	明細書・領収書関係	明細書発行の10円は毎回請求できるか。	明細書を都度印刷することで、毎回請求できます。ただし、紛失等による再発行など、来院回数を超える算定はできません。

34	明細書・領収書関係	5年間保管するのは患者の同意書ということか。	月まとめて明細書を発行する場合、患者様から月まとめて発行を希望する旨の署名をいただく同意書について、5年間の保管が必要です。照会処理 → 定型様式印刷から「月間明細書同意書（様式5）」として印刷できます。
35	明細書・領収書関係	明細書発行はすべての規模の事業所が対象ということか。	はい、すべての院が対象です。前々回の改定時は「3人以上」とされていましたが、前回の改定時から対象となっています。
36	明細書・領収書関係	明細書発行は義務ということか。または、発行しなければ10円の加算がないだけということか。	明細書発行加算は義務とされています。特殊な理由により明細書を発行しなかった場合は、その理由を摘要欄に記載したほうが保険者が判断しやすいとの見解もあります。原則として、明細書は都度発行するものをご認識ください。
37	明細書・領収書関係	明細書発行加算をしない選択肢はあるか。	患者様から不要の申し出があった場合は、明細書を発行せず加算しないことが認められています。ただし明細発行は義務であり、特殊な理由により明細書発行加算を算定しない場合は摘要欄に理由の記載をした方が分かりやすいと考えられる。との回答もありました。制度上は明細書の交付が原則のため、当社としては都度発行を推奨いたします。
38	明細書・領収書関係	月まとめて発行の書面は、毎月ではなく初診時に1回だけもらえばよいか。	はい。なお、書面は5年間保管することとされています。ただし、再取得のタイミングについて明確なルールは決まっていません。数年ぶりの来院など判断に迷う場合は、取得しておくことを推奨します。
39	明細書・領収書関係	不要と言われた場合は明細書を出さなくてもよいか。	はい。患者様から不要の申し出があれば、発行しなくても問題ありません。また、その場合に特定の様式への記載、管理などのルールは現時点ではございません。
40	プリンタ・周辺機器	サーマルプリンタの購入補助金はあるか。	残念ながら、サーマルプリンタの補助金はありません。

41	プリンタ・周辺機器	サーマルプリンタは一括払いのみか。	サーマルプリンタについては、一括払いでお願いしております。支払い方法など個別のご相談がある場合は、お気軽に担当営業または弊社まで直接ご連絡をお願いいたします。
42	プリンタ・周辺機器	サーマルプリンタの価格はいくらか。	USB版は¥69,000-円（税抜）、Bluetooth版は¥74,000-円（税抜）です。仕入れ価格の値上げにより、今後販売価格の改定を予定していますので、お早目の導入をお勧めいたします。詳しくはBOOSTER内お知らせページに資料を掲載しておりますのでご確認ください。
43	プリンタ・周辺機器	プリンタのサイズはどのくらいか。	寸法（W×D×H mm）129.0 × 129.0 × 129.0 となります。BOOSTER内お知らせページに資料を掲載しておりますので、是非ご確認ください。
44	プリンタ・周辺機器	レシートプリンタを導入しても、PC入力して印刷する操作が必要ということか。	はい、その仕様です。レシートは、BOOSTERの受付画面にある領収書・明細書ボタンから印刷します。
45	プリンタ・周辺機器	他社購入のサーマルプリンタは使用できるか。	使用には、BOOSTERにサーマルプリンタパッケージのライセンスを有償で追加する必要があります。また、型番によっては対応できない場合があります。対応可能な型番であっても、弊社以外から購入された市販品については動作保証ができかねますので、弊社からのご購入をおすすめします。

46	プリンタ・周辺機器	患者さんの立場からすれば、領収証兼明細書のB5サイズ大きすぎると感じる。折りたたんでも財布が膨らんでしまう。 領収書兼明細書をB6にしてほしい。	ご不便をおかけし、大変申し訳ございません。「領収証兼明細書（B5）」は、現時点で用紙サイズの変更や追加対応の予定はございません。一般的な家庭用プリンタでは、B6サイズの場合、機種による表記ゆれや印字不良、用紙サイズが小さいことによるエラーが発生する可能性があるため、対応を控えております。患者様へお渡ししやすい用紙サイズをご希望の場合は、説明会でご案内したレシートプリンタの導入をご検討頂ければ幸いです。詳しくはBOOSTER内お知らせページに資料を掲載しておりますので是非ご確認ください。
47	プリンタ・周辺機器	明細書を月まとめて発行する場合、レシートプリンタからでも可能か。	月まとめの明細書は、レシートプリンタからは印刷できません。現在、様式選択で明細書として選択可能になっておりますが、今回の制度改定対応様式とは異なります。申し訳ございません。
49	レセプト用紙・請求関係	202410用紙はあと何か月くらい受け付けてもらえるか、新用紙はもう用意されているか。	明確な情報はございません。当面は、年内までは使用いただけるのではないかと推測しておりますが、所属している会の方針等によっても判断が分かれる可能性がございます。所属している団体様へご確認頂けますと幸いです。個人請求用の新用紙の販売は10～11月頃になる見込みです。販売時期が決まり次第、改めてご案内いたします。
50	レセプト用紙・請求関係	現行用紙は何か月分くらい買っておけばよいか。	個人請求用の用紙であれば、年内に消費できる程度の量が適切だと思います。会へ所属している場合は、所属している団体様へご相談をお願いします。

51	レセプト用紙・請求関係	他院からの来院歴は確認できないが、来た時点で対象ならどう対応すればよいか。	来院ががかった段階で注意喚起通知の対象になっている場合は、実際の負傷状況、患者様の希望等によって方針を決めて頂くことが重要だと考えます。注意喚起通知が届いた後も患者様への確認後、償還払いへの変更通知が届いた翌月から償還払いとなります。来院時点で償還払い変更通知が届いている場合は患者様も把握されているはずですので、問診等の段階で他院への来院歴や注意喚起通知、償還払い変更通知等が届いていないかご確認をして頂くことが重要だと考えます。
52	レセプト用紙・請求関係	新しいレセプト用紙を先月買ったが、買い直しは必要か。	当面は、202410用紙を使用できます。
53	レセプト用紙・請求関係	旧用紙はいつから使えなくなるか。	所属する接骨師会によって対応が異なります。また、旧用紙の定義も接骨師会によって異なるため、直接弊社本社までお問い合わせください。
54	マイナ保険証・レセコン連携	PCとのセット購入で政府補助金は使えるか。	レセコン連携機能オプションとICカードリーダーは補助金の対象です。当社でPCと合わせて購入される場合でも、対象商品については補助金を使用できます。
55	マイナ保険証・レセコン連携	マイナカードをクリック操作なしで自動読み取りできるようにはならないか。	申し訳ございません。マイナ資格確認アプリの仕様上、難しい状況です。マイナンバーカードを読み取るためのボタン操作は必要です。なお、レセコン連携オプションを導入いただいている場合は、読み取り後にBOOSTERへ情報が連携されます。
56	マイナ保険証・レセコン連携	医科のように、カードリーダー費用への再補助はあるか。	現時点では、新しい補助金に関する情報は当社でも把握しておりません。
57	マイナ保険証・レセコン連携	現在差し込み式の読み取り機を使っているが、差し込み式ではスマホのマイナアプリに対応できないか。	はい、そのとおりです。補助金を未利用であれば、接触型のカードリーダーへ切り替えたほうがよい可能性がありますので、ご相談ください。

58	マイナ保険証・レセコン連携	レセコン連携は、以前購入した読み取り機器とは違うのか。	カードリーダーではなく、機能追加オプションです。マイナ保険証を読み取った際に、BOOSTERへ自動的に情報を連携します。被保険者の住所連携や2年間の情報保持など、さまざまな機能が追加されます。
59	マイナ保険証・レセコン連携	以前のレセコン改修と同じ話ということか。	昨年の説明会でご案内したレセコン連携と同じ内容です。すでにお申し込み済みでご利用いただいている場合は、新たな導入は不要です。未導入の場合は、今回の機会に是非、ご検討をお願いいたします。
60	マイナ保険証・レセコン連携	昨年マイナンバーカード読み込みのためのICカードリーダーを購入後、自動読み取りに今後対応させていただくとあったが、その後どうなったか。	マイナアプリで読み取り後、コピーしてBOOSTERの保険証情報画面で「読込」を押していただければ転記されるかと思えます。被保険者の住所連携などは、国側のレセコン連携を使用する必要があるため、補助金を利用したオプションで対応しております。
61	自己施術・自家施術	自己施術・自家施術の範囲は、身内のどこまでか。	自己施術は柔道整復師による自分への施術になります。 自家施術につきましては以下が疑義解釈の回答になります。 個々の具体的な状況に応じて保険者等が判断するものであるが、基本的には、「家族」とは同居又は生計を一にする者をいい、「関連施術所」とは施術を行った柔道整復師自身が開設又は従事・勤務する施術所のほか、以下のいずれかに該当する場合をいう。(イ) 施術所の開設者が、他の施術所の開設者と同一の場合 (ロ) 施術所の代表者が、他の施術所の代表者と同一の場合 (ハ) 施術所の代表者が、他の施術所の代表者の親族等の場合 (ニ) 施術所の役員等のうち、他の施術所の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合 (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合（人事、資金等の関係を通じて、施術所が、他の施術所の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に限る） https://www.n-s-c.co.jp/wp/wp-content/uploads/2026/07/fc3ce4666c17cae1fd9e69ce666cb6f6.pdf 補足になりますが本疑義解釈の4ページになります。ご確認ください。

62	資料・連絡・購入	先ほどの資料は、後日確認できるか。	今回の説明会をお知らせしたメールから、すでにダウンロード可能です。ご確認ください。メールが届いていない場合は、弊社本社までお問い合わせください。
63	資料・連絡・購入	購入時、特に担当者がいない場合はどこに連絡すればよいか。	ありがとうございます。弊社本社宛にご連絡いただければ、対応いたします。
64	その他	他院には病院も含まれるか。	病院は含まれません。